

## 今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、次の方針のもと瀬戸内海の環境保全のため積極的に事業を展開してきた。

- (1)瀬戸内海の環境保全、環境創造に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2)瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3)瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4)閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動の役割をする。

しかし、このたび本年 1 月 19 日に瀬戸内海環境保全審議会から環境庁長官に対し、「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」が答申されたことから、平成 11 年度、上記基本方針を踏まえながら協会が果たすべき役割を明確にし、かかる答申の具体化に向け、環境庁、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の指導を受けて瀬戸内海の各主体と有機的連携を図り、①参画と協力によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

## I 一般事項

### 1. 会議等の開催

#### (1)通常総会

- ・時期：平成 11 年 5 月
- ・内容：平成 10 年度事業報告及び収支決算、平成 11 年度会費並びに平成 11 年度事業計画及び収支予算等の審議

#### (2)理事会

- ・時期：年 3 回（平成 11 年 5 月、平成 11 年 12 月、平成 12 年 3 月）
- ・内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (3)専門委員会等

##### ①企画委員会年 3 回

平成 11 年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策検討及び平成 12 年度事業の検討・企画を行う。

##### ②調査委員会年 1 回

調査事業の推進にあたって関連する事業の企画調整を行う。

##### ③編集委員会年 2 回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに内容の検討を行う。

##### ④賛助会員事業部会年 3 回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4)参事・事務局長並びに担当課長会議年1回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、協会事業の企画・検討のための意見交換を図る。

2. 専門委員の委嘱等

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

## II 事業

1. 普及活動及び活動支援事業

(1)平成 11 年度(第 27 回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開 (11.6.1～6.30)

平成 10 年度に引き続き月間ポスターの一般公募を行い選定された最優秀作品をポスターとして作成し関係機関で掲出する。

- ・ 11 年度から環境庁と共催で実施
- ・ 一般部門と子ども部門に分けて公募
- ・ 最優秀作品は環境庁長官表彰として協会総会で表彰

(2)瀬戸内海環境保全普及活動事業の実施

平成 11 年度の瀬戸内海環境保全普及活動事業を次により実施する。

①事業の推進方針

現在の人間活動は自然環境への加害者となる場合もあることから、自然との共生の考えが重要との認識に立ち、自然の仕組み・大切さへの理解、人と自然との関わりへの理解を促進し、自然を守る気持ち、環境保全活動に参加する態度を育むために環境教育・環境学習を推進することが必要である。

このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進するために必要な瀬戸内海の自然環境、住民生活との関連等についての理解を促進させるプログラム等の整備を促進することが必要である。

特に、瀬戸内海は環境学習の素材が豊富であることから、平成 11 年度における瀬戸内海環境保全普及活動事業の具体的内容として「体験的な環境学習」を中心とした事業を展開する。

②事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全活動テキストの配布

平成 10 年度に瀬戸内海研究会議が環境事業団地球環境基金の助成を受け編集、作成した「瀬戸内海とわたしたちー森～川～海から人・くらし・いきものを考えようー」を配布し普及を行う。

イ 瀬戸内海環境保全市民講座の実施

平成 10 年度から中核市と共同で実施を始めた瀬戸内海環境保全市民講座を平成 11 年度も次の内容で行う。

- ・ テーマ：環境家計簿について

- ・対象：地域活動指導者、一般市民
- ・場所：姫路市、福山市、高松市、他

#### ウ 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施

平成10年度から実施を始めた瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムを平成11年度も次の内容で行う。

- ・場所：香川県坂出市大屋富町「休暇村五色台」及び現地研修フィールド
- ・時期：8月（3日間）
- ・対象：協会会員団体所属の瀬戸内海環境保全担当者
- ・定員：15名
- ・内容：講義及び現地研修・討議

#### エ 瀬戸内海漁場環境保全に関する漁業団体合同研修会及び瀬戸内海の環境保全に関する衛生団体合同研修会の開催

#### オ 地区別普及活動事業の実施

瀬戸内海沿岸域自治体が主体となり地区別に学校等と協力し、環境教育の観点から子供達（小・中学生）を対象に実地に自然を観察してもらい、海辺や水辺の自然について理解を深めるため、次の体験的学習を実施する。

- ・自然公園等における自然観察会の実施
- ・子どもを中心とした各種施策（こどもエコクラブ事業、子どもの水辺再発見プロジェクト、子どもパークレンジャー事業等）などによる体験的学習の実施
- ・上記体験的学習を支援するためのボランティア等の人材育成事業（指導者育成セミナー等）の実施

### (3) 賛助会員による瀬戸内海環境保全事業の展開

賛助会員事業部会において企画・立案し、事業の展開を図る。

### (4) 瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開（環境事業団地球環境基金助成事業）

平成8年度から平成10年度まで環境庁から委託を受け実施した「瀬戸内海環境情報調査」の成果を受け、瀬戸内海におけるスナメリの発見情報の収集を住民参加による活動プロジェクトとして位置づけ当事業を実施する。

### (5) その他

#### ア 環境イベントへの参加

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

#### イ 環境保全に関する講演会等の開催

#### ウ 会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業への後援・協力

## 2. 指導・助成

### (1) 各種環境保全活動事業に対する助成

中核市、漁業団体、衛生団体が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用

の一部を助成する。

### 3. 情報収集・発信事業

#### (1)瀬戸内海研究・環境情報等ネットワークの維持運営

瀬戸内海は13府県にまたがり、生活、生産、交通、憩いの場として多岐にわたる利用がなされているが、我が国最大の閉鎖性海域として、一つの生態系という観点から、一体的かつ総合的に保全されていく必要がある。このためには、現在、瀬戸内海沿岸の各種機関において実施されている水質、生物、景観、土木等の多様な分野の研究成果や情報を集約し、総合化することが必要である。

このような観点から、平成10年度において、各分野の既往の研究成果をはじめ、瀬戸内海の環境データ、社会経済データ等の各種情報のデータベースを整備するとともに、インターネット等を活用し、情報の提供を行うものとして構築した。

平成11年度においてはこのネットワークの的確な維持運営に努め、当ネットワークの目的とする情報の共有化推進による、効率的な研究の実施とともに、研究のレベルアップ、総合的な知見を必要とする共同研究の推進、環境保全活動に不可欠な住民参加の促進にも貢献するよう努めるものとする。

#### (2)総合誌「瀬戸内海」と普及広報誌の発行及び配布

##### ①総合誌「瀬戸内海」の発行

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌として「瀬戸内海」を年4回発行し、配布する。

##### ②普及広報誌の発行

瀬戸内海の環境保全のため各主体の取り組み状況を広く情報発信しかつ双方向の情報交換に資することを目的に普及広報誌を発行し、配布する。

#### (3)資料集「瀬戸内海の環境保全—平成11年度版」の発行及び配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全—平成11年度版」を発行配布する。

#### (4)閉鎖性海域の環境保全の現状と対策を紹介するCD-ROMの作成と配布（環境庁委託）

閉鎖性海域の環境保全に取り組む関係者や第4回エメックス会議の参加者、JICA研修生などに対するPRを目的として、瀬戸内海をはじめとする世界の閉鎖性海域の環境保全に関する情報及び協会、国際エメックスセンターの活動の紹介を内容に盛り込んだCD-ROMを作成し配布する。

### 4. 調査・研究事業

#### (1)瀬戸内海沿岸域環境保全・創造計画策定調査(継)（環境庁委託平成10年度～）

残された自然環境の保全を図るとともに、自治体、事業者、地域住民の各主体における瀬戸内海の環境を取り戻すための自主的取り組みを推進するために、その目標、各主体の役割分担の設定を内容とする瀬戸内海の沿岸域における環境保全・創造計画の

モデル計画及び策定マニュアルに関する検討を行う。

(2)瀬戸内海の生物資源の持続性評価システムに関する研究(新) (環境庁委託平成 11 年度～平成 13 年度)

瀬戸内海における生物資源の保全と持続的利用を図るために、まず持続性を評価するため複数の評価指標とその指標性を明らかにし、次に、評価指標を用いる際の定量的評価基準を提唱する。構築された評価体系を用いて持続性からみた瀬戸内海の現状と問題点を明らかにするとともに、将来の沿岸域の利用・保全計画を検討する上での判定・評価指標を開発する。

(3)瀬戸内海沿岸域環境保全創造計画検討調査(継) (兵庫県委託平成 10 年度～)

兵庫県の瀬戸内海沿岸域の残された自然環境の保全を図るとともに、環境回復・創出等の施策を総合的・計画的に推進するための「瀬戸内海沿岸域環境保全創造計画(仮称)」の策定に向け、沿岸域の基礎情報、環境情報等を収集・整理し、詳細な調査検討を行い必要な資料を作成する。

## 5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。

(1)瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに事業の適正で、効率的な遂行を目的として協会が事務局を務める。

(2)「瀬戸内海研究フォーラム in えひめ」の開催に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が主催する「瀬戸内海研究フォーラム in えひめ/瀬戸内海の長期変化と将来展望(仮称)」の開催に対し、支援・協力を行うとともに協賛する。

## 6. 国際的な活動

閉鎖性海域環境保全国際基金の運用(平成 11 年 3 月末現在基金総額 1,480,700 千円)

閉鎖性海域環境保全国際基金管理規則に基づき、安全かつ有利な方法で基金を運用し、国際エメックスセンターに対する活動交付金の交付を行う。

## 7. その他関連事業

(1)国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

(2)瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

- ①知事・市長会議と連絡を密にしつつ、協調して事業実施にあたることとする。
- ②知事・市長会議が瀬戸内しまなみ海道の開通を記念して開催する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議特別事業」に協力する。

(3)賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。

(4)協会パンフレットの作成・配布

協会の設立目的、組織、事業活動をよりわかりやすく広報できる協会のパンフレットを作成、配布する。